

○西紋別地区環境衛生施設組合会計年度任用職員  
の給与及び費用弁償に関する規則

〔令和元年12月24日〕  
規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、西紋別地区環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償、勤務時間及び休暇並びに任用等に関し、法令等に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(他の条例等の準用規定)

第2条 この規則の施行に関しては、興部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月13日条例第18号）を準用する。この場合において、「町長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。